

議案第28号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(市立学校の授業料等に関する条例中改正議案の提出)

市立学校の授業料等に関する条例中改正議案を次のとおり市長に提出することについて、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和元年6月27日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

市立学校の授業料等に関する条例（昭和32年横須賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「25,700円の範囲内において規則で定める額」を「零」に改める。

第3条第1項本文中「徴収し、保育料は、同条第2項第1号に規定する額を月ごとに」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の市立学校の授業料等に関する条例の規定は、令和元年10月以降の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令の改正（令和元年政令第17号）に伴い、授業料等の額及び徴収に係る規定を改めるため、この条例を改正する。

(参考)

教育長に委任する事務等に関する規則抜粋

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(4) 法第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること

(5号以下略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

市立学校の授業料等に関する条例抜粋

(授業料等の額)

第2条

2 幼稚園に係る授業料等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育料 25,700円の範囲内において規則で定める額

(2号以下略)

(授業料等の徴収)

第3条 授業料は、前条第1項に定める年額を期に分けて徴収し、保育料は、同条第2項第1号に規定する額を月ごとに徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(2項略)

(授業料等の額)

第2条 高等学校に係る授業料等の額は、次のとおりとする。

区分	授業料(年額)	入学検定料	入学金
全日制課程	円 118,800	円 2,200	円 5,650
定時制課程	32,400	950	2,100

2 幼稚園に係る授業料等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育料 25,700円の範囲内において規則で定める額

(2) 入園受入準備費 8,000円

零

3 ろう学校の授業料等は、徴収しない。

(授業料等の徴収)

第3条 授業料は、前条第1項に定める年額を期に分けて徴収し、保育料は、同条第2項第1号に規定する額を月ごとに徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 入学検定料は入学願書提出のときに、入学金は入学を許可した日から7日以内に徴収する。

3 入園受入準備費は、入園を許可した年度の末日までに徴収する。ただし、年度の中途において入園をする場合は、入園を許可した日から7日以内に徴収する。

